

2019年12月16日

株主各位

東京都台東区駒形二丁目7番5号
株式会社フジユー
代表取締役社長 小林直人

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2020年2月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年12月31日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

（注）2019年11月1日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び同年12月6日付「（訂正）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」においてお知らせしましたとおり、株式会社HOP（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式並びに当社の代表取締役社長である小林直人氏、小林直人氏の配偶者である小林美子氏、小林直人氏の兄弟であり当社の取締役である上竹智久氏及び上竹智久氏の配偶者である上竹智子氏がそれぞれ保有する当社株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対し、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。

その場合、当社は、本臨時株主総会において、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上